

青森県報

第四千二百八十七号

平成二十九年
四月十四日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護老人福祉施設の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定の取消し……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し……………(同) …… 二
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し……………(同) …… 三
- 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療機関の指定……………(こ り ん 池 田 課) …… 三
- 青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納事務の委託……………(同) …… 三
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 三
- 指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………(同) …… 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害者支援施設の指定の辞退……………(同) …… 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(同) …… 四
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) …… 五
- 保安林の指定解除予定……………(林 政 課) …… 五
- 都市計画事業の認可……………(都 市 計 画 課) …… 六

出先機関

○ 土地改良区の定款変更の認可……………(上 北 地 域 民 局) …… 六

公安委員会

○ 技能検定員等の審査の実施……………(運 転 免 許 課) …… 六

告 示

青森県告示第三百二十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名 又 は 氏 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人奥津軽会	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡三二の三	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム静和園	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	平成 二九・四・一
社会福祉法人内潟療護園	北津軽郡中泊町大字深郷田字甘木一〇の二	短期入所生活介護	特別養護老人ホームきりん館	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	〃
社会福祉法人徳望会	三戸郡階上町大字赤保内字道伝道添二一の一	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム見心園	三戸郡階上町大字赤保内字道伝道添二一の一	〃

青森県告示第三百二十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号の規定により、

次のとおり介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護老人福祉施設の開設者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 月 日 定
社会福祉法人奥津軽会	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡三二の三	特別養護老人ホーム静和園	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	平成 三元・四・一	
社会福祉法人徳望会	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添二一の二	特別養護老人ホーム見心園	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添二一の二	平成 三元・四・一	

青森県告示第三百二十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	年 月 日 定
社会福祉法人奥津軽会	北津軽郡中泊町大字八幡字八幡三二の三	特別養護老人ホーム静和園	短期介護生活介護	北津軽郡中泊町大字中里字宝森一の二	平成 三元・四・一
社会福祉法人内潟療護園	北津軽郡中泊町大字深郷田字廿木一二〇の二	特別養護老人ホームきりん館	介護予防生活介護	北津軽郡中泊町大字田茂木字若宮一九三三	〃

社会福祉法人徳望会	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添二一の二	介護予防生活介護	特別養護老人ホーム見心園	三戸郡階上町大字赤保内字道仏道添二一の二	〃
日本健康開発株式会社	弘前市大字宮川三丁目一七の一	介護予防通所介護	ひなたストレッツ	弘前市大字南城西二丁目二の一	平成 二元・四・六

青森県告示第三百二十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者に係る同法第四十一条第一項本文の指定を取り消したので、同法第七十八条第三号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	取 消 日
株式会社糠部会	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一	訪問介護	ライフサポートシジョン	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一	平成 三元・三・三〇

青森県告示第三百二十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八十四条第一項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者に係る同法第四十六条第一項の指定を取り消したので、同法第八十五条第三号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	株式会社糠部
居宅介護支援事業を行う事業所	主たる事務所の所在地	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
	名 称	ライフサポート
	所 在 地	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
	取 消 日 月 年	平成 二九・三・三〇

青森県告示第三百二十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の九第一項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者に係る同法第五十三条第一項本文の指定を取り消したので、同法第百十五条の十第三号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名 称	株式会社糠部
介護予防サービスの種類	主たる事務所の所在地	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
介護予防サービス事業を行う事業所	名 称	ライフサポート
	所 在 地	三戸郡三戸町大字斗内字田屋ノ下六六の一
	取 消 日 月 年	平成 二九・三・三〇

青森県告示第三百二十七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項の規定により、小児慢性特定疾病医療機関を次のとおり指定したので、同法第十九条の十九第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	ファイブ調剤薬局松森町店
所 在 地	弘前市大字松森町二一九の八
指 定 日 月 年	平成 二九・三・三三

青森県告示第三百二十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、ニッテレ債権回収株式会社に対し、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における青森県母子父子寡婦福祉資金に係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百二十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社LD
障害福祉サービスの種類	主たる事務所の所在地	東津軽郡平内町大字清水川字大川添三六
障害福祉サービスを行う事業所	名 称	訪問介護事業所
	所 在 地	東津軽郡平内町大字小湊字下槻五の六
	指 定 日 月 年	平成 二九・四・一

特定非営利活動法人 pytea stebst	弘前市大字城東 一三丁目一の一	就労継続 支援A型	GN EST A	弘前市大字城東 中央四丁目一三 の二三	〃
裕 有限会社大	青森市富田一丁 目一七の六	生活介護	ココア	平川市大字館田 の二	〃
裕 有限会社大	青森市富田一丁 目一七の六	就労継続 支援B型	ココア	平川市大字館田 の二	〃
社会福祉法 人青森県す こやか福祉 事業団	青森市中央三丁 目二〇の三〇	就労継続 支援B型	就労サポ ートセンタ ーはくちや う	東津軽郡平内町 大字福館字雷電 林一の五〇	〃

青森県告示第百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者	主たる事務所の 所在地	障害福祉 サービスの 種類	障害福祉サービス事業を 行う事業所	廃 止 日
三戸郡福祉 事務組合	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	施設入所 支援	三戸郡福祉 事務組合立 明幸園	平成 二九・三・三
三戸郡福祉 事務組合	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	生活介護	三戸郡福祉 事務組合立 明幸園	〃

青森県告示第百三十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十七条の規定により、次の指定障害者支援施設がその指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

三戸郡福祉 事務組合	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	短期入所	三戸郡福祉 事務組合立 明幸園	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	〃
三戸郡福祉 事務組合	三戸郡五戸町大 字倉石中市字小 渡八八の二	就労継続 支援B型	三戸郡地域 生活支援セ ンター	三戸郡五戸町字 市川道十文字一 の二六	〃

青森県告示第百三十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	設 置 の 場 所	指 定 辞 退 年 月 日
三戸郡福祉事務組合立 明幸園	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡八八の二	平成 二九・三・三

区 分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
		青森県知事 三 村 申 吾	

変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	変更前
なかよし調剤薬局松原店	すずらん調剤薬局松原東店	なかよし調剤薬局弘前駅前店	すずらん調剤薬局弘前駅前店	なかよし調剤薬局	すずらん調剤薬局平賀店
弘前市大字松原東二丁目五の二六	弘前市大字松原東二丁目五の二六	弘前市大字駅前町六の一	弘前市大字駅前町六の一	平川市小和森種取三〇の五	平川市小和森種取三〇の五
平成二九・四・一	平成二九・四・一	〃	〃	〃	〃

青森県告示第三百三十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	指定年月日	名称	所在地	名称	所在地
社会福祉法人ユートピアの会	放課後等デイサービス	児童デイサービスノア	平成二九・四・一	八戸市大字美保野一三の二一八	八戸市大字美保野一三の二一八	八戸市大字是川字榎館平三〇の二二	八戸市大字是川字榎館平三〇の二二
社会福祉法人親泉会	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスピュアこだま	〃	八戸市大字是川字榎館平三〇の二〇	八戸市大字是川字榎館平三〇の二〇	弘前市大字新里一字中樋田六三の二	弘前市大字新里一字中樋田六三の二
社会福祉法人東豊福祉会	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスあつぷる	〃	弘前市大字末広四丁目一の六	弘前市大字末広四丁目一の六	〃	〃

青森県告示第三百三十四号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	児童発達支援センター花りんご	黒石市大字中川字花岡四一の五
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	放課後等デイサービスりんごセンター花	黒石市大字中川字花岡四一の五
社会福祉法人七峰会	弘前市大字下白銀町二一の八	保育所等訪問支援所花りんご	黒石市大字中川字花岡四一の五
一般社団法人プロップ	上北郡東北町字内蛇沢道ノ上九〇の二二	放課後等デイサービス	上北郡東北町字内蛇沢道ノ上九〇の六

- 一 解除予定保安林の所在場所
- （一）五所川原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- （二）保安林として指定された目的水源の涵養
- （三）保安林を解除しようとする理由
- （四）指定理由の消滅
- （五）解除予定保安林の所在場所
- （六）五所川原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- （七）保安林として指定された目的水源の涵養
- （八）保安林を解除しようとする理由

土地改良事業用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、青森都市計画道路事業を平成二十九年四月七日認可したので、同条第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十九年四月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画道路事業（三・六・六号 青森駅西口線及び八・七・二号 青森駅自由通路）

三 事業施行期間

平成二十九年四月十四日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

青森県青森市柳川一丁目、篠田一丁目

2 使用の部分

青森県青森市柳川一丁目

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成二十九年三月二十二日認可したので、同条第三項の

規定により公告する。

平成二十九年四月十四日

上北地域県民局長 櫻 庭 憲 司

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十一号

平成二十九年技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」という。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十九年四月十四日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査期日	審査場所	審査項目
教習指導員（普自二） 技能検定員（普自二）	<p>一 平成二十九年五月二十二日から同日二十日までの午後八時三十分から午後五時まで</p> <p>二 平成二十九年六月五日から同日八日までの午後八時三十分から午後五時まで</p> <p>三 平成二十九年五月五日から同日八日までの午後八時三十分から午後五時まで</p>	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識
教習指導員（大型）	平成二十九年	右 同	教習に関する

<p>技能検定員 (普通)</p>	<p>教習指導員 (普通)</p>	<p>技能検定員 (牽引) (準大型) (大型) (牽引) (準中型) (中型)</p>
<p>一 年八月十九日 二 年九月十三日 三 年十月七日</p>	<p>一 年七月十四日 二 年八月八日 三 年九月二日</p>	<p>六月一日から 五月十日まで 四月二十日 三月十日 二月二十日 一月十日</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	<p>技能及び知識 技能検定に 関する技能 及び知識</p>

<p>教習指導員 (大自二) 技能検定員 (大自二)</p>	<p>教習指導員 (大型) (中型) (普通) 技能検定員 (大型) (中型) (普通)</p>	<p>技能及び知識 技能検定に 関する技能 及び知識</p>
<p>一 年六月二十三日 二 年七月十七日 三 年八月十一日</p>	<p>一 年五月十五日 二 年六月九日 三 年五月三日</p>	<p>午後五時 四月二十七日 三月二十七日 二月二十七日 一月二十七日</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	<p>技能及び知識 技能検定に 関する技能 及び知識</p>

	四 十分から午後 五時まで 平成二十九 年九月二十 九日の午前 八時三十分 から午後三 十分まで	
	五 十分から午後 五時まで 平成二十九 年十月二十九 日の午前八 時三十分から 午後五時まで	

(注) 自衛隊教習所にあつては、審査の種類欄の「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に読み替へること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

- (一) 各審査日の一月前から審査当日まで
- (二) 青森市大字三内字丸山一九八の四
青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

- (一) 審査申請書
写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。
- (二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。
- (三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

- (一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。
- (二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七―七八二―〇〇八二)(内線三三三)に問い合わせること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭